選挙運動用自動車　運転手雇用契約書

小坂町議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と末尾記載の被雇用者（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり雇用契約を締結する。

１　業務内容　　公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

２　契約期間　　令和６年　　月　　日　から　令和６年　　月　　日まで

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、期間を変更することができる。

３　契約金額　　１日につき　　　　　　　　　 円

５　請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により小坂町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、小坂町議会議員及び小坂町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき小坂町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が小坂町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により小坂町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

５　その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和６年　　月　　日

候補者　甲　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

被雇用人　乙　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印